

全栃木教職員組合 県教育委員会交渉確認事項

交渉事項

1. 「新たな職」を導入しないこと。「主幹教諭」は廃止も含めた検討を行うこと。
2. 「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。
3. 教員免許更新制の廃止を国に求めること。
4. 「共同訪問」は5年に1回とすること。指導案についてはA4、2ページ程度とすること。初任者研修の内容や提出文書についてさらに精選を進めること。
5. 教育基本法、教員の地位勧告に基づき、教職員が職務に専念できる賃金・手当を改善すること。
6. 教職員評価について
 - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。
 - (2) 教職員評価や表彰などによる、報償的な人事や研修を行わないこと。
 - (3) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
7. 公平な昇任や登用を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。
8. 人事異動について
 - (1) 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用を希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校について同様の配慮を行うこと。再任用にあたっては管理職も同様の手続きとすること。
 - (2) 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせて合意を得るようにすること。小中学校教職員に対して、内々示で転出先の校名を伝えること。
 - (3) 再任用者、臨時採用者の異動についても新聞発表を行うこと。
9. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (5) 出願時の履歴書記入について簡素化を検討すること。
 - (6) 使用者責任のあいまいな採用前研修は行わないこと。会場への往復で事故に遭遇した場合相応の保障を行うこと。
10. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭、給与は2級を適用するとともに最高号給を引き上げること。
 - (2) 労働基準法第15条に基づく労働契約書を手交するとともに、法規や規則に基づいた労働条件を守ること。
 - (3) 任用期間が1年に満たない場合でも前歴換算を行うこと。
 - (4) 任用継続の希望に応えること。
 - (5) 年次有給休暇の繰り越しを認めること。
 - (6) 新規採用者も含め、労働安全衛生法に則り採用時の健康診断は公費で行うこと。

- (7) 産前・産後休暇を保障すること。そのための代替者を確保すること。
- (8) 県立学校での任用が継続され場合も社会保険加入を継続させること。
- 11. 長時間過密労働をなくすために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。管理職が勤務実態を把握し、勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。
 - (2) 宿泊行事などについては1泊につき半日程度の振替休日を認めること。
 - (3) 高校入試に関わる業務で教員に対して過重な負担をさせないこと。
 - (4) 「お盆」期間は学校を閉庁にすること。
- 12. 傷病休暇及び生理休暇取得をすすめること。
- 13. 福利厚生制度の充実を図ること。教育福祉振興会に対しては中立的な立場で臨むこと。
- 14. パワーハラスメントをなくすとともに、精神疾患をなくす施策を講じること。初任者に対して適切な指導を行うよう管理職、研修担当者に徹底すること。
- 15. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校での教育活動や校務分掌に支障をきたさないよう、教科教員・図書館の司書の適正な配置を行うこと。
- 16. 特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。定員割れした場合は再募集を行うこと。
- 17. 課程や学科に関わりなく正規採用教員を増やすこと。
- 18. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。放射線から健康および生命を守る学習と実践教育を推進すること。
- 19. 「事務所衛生基準規則」や、文部科学省「学校における環境衛生管理の徹底について（通知）」にもとづいた教育・執務環境を実現すること。各学校の衛生委員会で審議された施設の修繕などについて、十分な予算措置を行って早急を実現すること。
- 20. 総括安全衛生委員会を毎月開催し、決定事項を確実に実施するとともに全教職員への広報を行うこと。
- 21. 市町教育委員会に対して労働安全衛生体制を早急に確立するよう働きかけること。
- 22. 不当労働行為を行わないこと。私たちとの交渉結果及び確認事項については市町教委、全管理職に徹底すること。これらに反する事例があった場合には、県教委としてその是正に責任を負うこと。
- 23. 1回目の本交渉でも適宜回答を行うこと。回答は文書で行うこと。

以上の内容で交渉を行うことを確認する。

2014年 月 日

栃木県教育委員会教育長

全栃木教職員組合執行委員長 篠原 章彦